

新型コロナウイルスワクチン接種事務に関する個人情報保護評価(PIA)の経過と再評価について(補足説明)

1 概要(経緯と変更された機能)

本件は、21年11月に手続きを経てホームページ公開済みの「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書」について、新たな機能実装(接種証明書の電子交付機能およびコンビニ交付)のため、再評価を実施するものです。

予防接種事務において、接種記録は紙の予診票を記録の原本としておりますが、接種記録を速やかに記録連携するため、国が予防接種記録管理システム(VRS)を導入し、各自治体の予防接種台帳システムと連携しています。

このVRSでは特定個人情報を使用するため、本市においても令和3年11月に特定個人情報保護評価の全項目評価を実施したところですが、その後、VRSに以下の機能が追加されました。

- ①接種証明書の電子交付機能(令和3年12月機能実装)
- ②接種証明書のコンビニ交付機能(令和4年8月機能実装)

特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)を取り扱う事務については、特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、リスク対策を行うべく、個人情報保護評価(PIA)の実施が必要で、また、取扱いに変更がある場合には再評価を行う必要があります。

通常、個人情報保護評価を行った事務の再評価・評価書の公開については、事務開始前に行うべきものですが、機能追加に係る国の説明会、通知等で

「国民のきめ細やかなニーズに対応すべく早急に構築する必要があり(緊急性)、事前に評価を実施することが困難な状態にある場合には、事後評価の適用対象にもなり得るものと考えられる。」

との見解が示されていたため事後評価と取扱い、今般、再評価の手続きとして評価書の点検をご依頼したものです。

なお、今回の変更部分は、上記のとおりVRSの機能追加のみであり、予防接種事務と本市の台帳システムの運用についての変更はありません。

2 追加された機能

①接種証明書の電子交付機能（自治体向け説明会資料(※)より抜粋）

【現行】紙の証明書
新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書
Vaccination Certificate of COVID-19

氏名 (Surname/Given name)
姓 山田 (YAMADA)
名 太郎 (TARO)
生年月日 (Date of Birth) (YYYY-MM-DD)
1991-03-05
国籍 (Nationality/Region)
JAPAN
発行者 (Issuer Number)
TR111111

1回目接種 (First Dose)	2回目接種 (Second Dose)
ワクチンの種類 (Vaccine Type) COVID-19 mRNA	ワクチンの種類 (Vaccine Type) COVID-19 mRNA
メーカー (Manufacturer) ファイザー (Pfizer/BioNTech)	メーカー (Manufacturer) ファイザー (Pfizer/BioNTech)
製造元 (Product Name) コミナッド (COMIRNATY)	製造元 (Product Name) コミナッド (COMIRNATY)
製造番号 (Lot Number) 1234-5678	製造番号 (Lot Number) 1234-5678
接種年月日 (Vaccination Date) (YYYY-MM-DD) 2021-06-08	接種年月日 (Vaccination Date) (YYYY-MM-DD) 2021-06-08
接種地 (Country of Vaccination) 日本 (JAPAN)	接種地 (Country of Vaccination) 日本 (JAPAN)

証明発行所 (Certificate Issuance Authority)
東京都庁 (Tokyo Metropolitan Government)
東京都健康・福祉局 (Tokyo Metropolitan Health, Labour and Welfare, Government of Japan)
東京都健康・福祉部 (Tokyo Metropolitan Health, Labour and Welfare, Government of Japan)
東京都健康・福祉局 (Tokyo Metropolitan Health, Labour and Welfare, Government of Japan)
東京都健康・福祉部 (Tokyo Metropolitan Health, Labour and Welfare, Government of Japan)

証明書で視認可能な情報

- ① 人定情報（氏名など）
- ② 接種情報（接種日など）
- ③ 発行主体

デジタル化された証明書

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書
Vaccination Certificate of COVID-19

氏名 (Surname/Given name)
姓 山田 (YAMADA)
名 太郎 (TARO)
生年月日 (Date of Birth) (YYYY-MM-DD)
1991-03-05
国籍 (Nationality/Region)
JAPAN
発行者 (Issuer Number)
TR111111



1回目接種 (First Dose)	2回目接種 (Second Dose)
ワクチンの種類 (Vaccine Type) COVID-19 mRNA	ワクチンの種類 (Vaccine Type) COVID-19 mRNA
メーカー (Manufacturer) ファイザー (Pfizer/BioNTech)	メーカー (Manufacturer) ファイザー (Pfizer/BioNTech)
製造元 (Product Name) コミナッド (COMIRNATY)	製造元 (Product Name) コミナッド (COMIRNATY)
製造番号 (Lot Number) 1234-5678	製造番号 (Lot Number) 1234-5678
接種年月日 (Vaccination Date) (YYYY-MM-DD) 2021-06-08	接種年月日 (Vaccination Date) (YYYY-MM-DD) 2021-06-08
接種地 (Country of Vaccination) 日本 (JAPAN)	接種地 (Country of Vaccination) 日本 (JAPAN)

証明発行所 (Certificate Issuance Authority)
東京都庁 (Tokyo Metropolitan Government)
東京都健康・福祉局 (Tokyo Metropolitan Health, Labour and Welfare, Government of Japan)
東京都健康・福祉部 (Tokyo Metropolitan Health, Labour and Welfare, Government of Japan)
東京都健康・福祉局 (Tokyo Metropolitan Health, Labour and Welfare, Government of Japan)
東京都健康・福祉部 (Tokyo Metropolitan Health, Labour and Welfare, Government of Japan)

証明書で視認可能な情報

- ① 人定情報（氏名など）
- ② 接種情報（接種日など）
- ③ 発行主体

目視確認



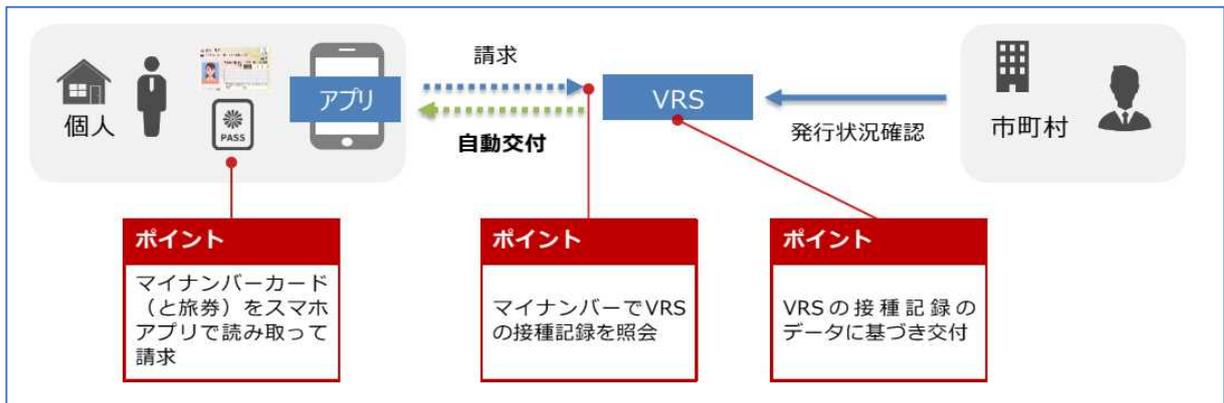
紙の証明書と同様の内容が
スマホの画面上で確認できる。

二次元コード
読み取り



真正性について厳密に確認したい
場合などは、スマホ等で二次元コード
を読み取って、①～③の情報を
確認することも可能。

※二次元コードに含まれる電子署名
により、真正性を検証可能



マイナンバーを用いた接種記録の照会の仕組み

- 本人同意のもとに、請求者からマイナンバーの提供を受け、接種記録を管理する市町村が証明書を交付する仕組みです。
- 国はあくまでシステムの提供主体であり、請求・交付の手続きはこれまでどおり、請求者と市町村の間で行われるものです。引き続き、各市町村が接種証明書の発行主体となります。
- アプリ・VRS内において、市町村間や、国と市町村の間での個人情報の連携は、従来から引き続き行わない予定です。
- マイナンバーの提供に当たって、マイナンバーカードの券面入力補助APを利用します。

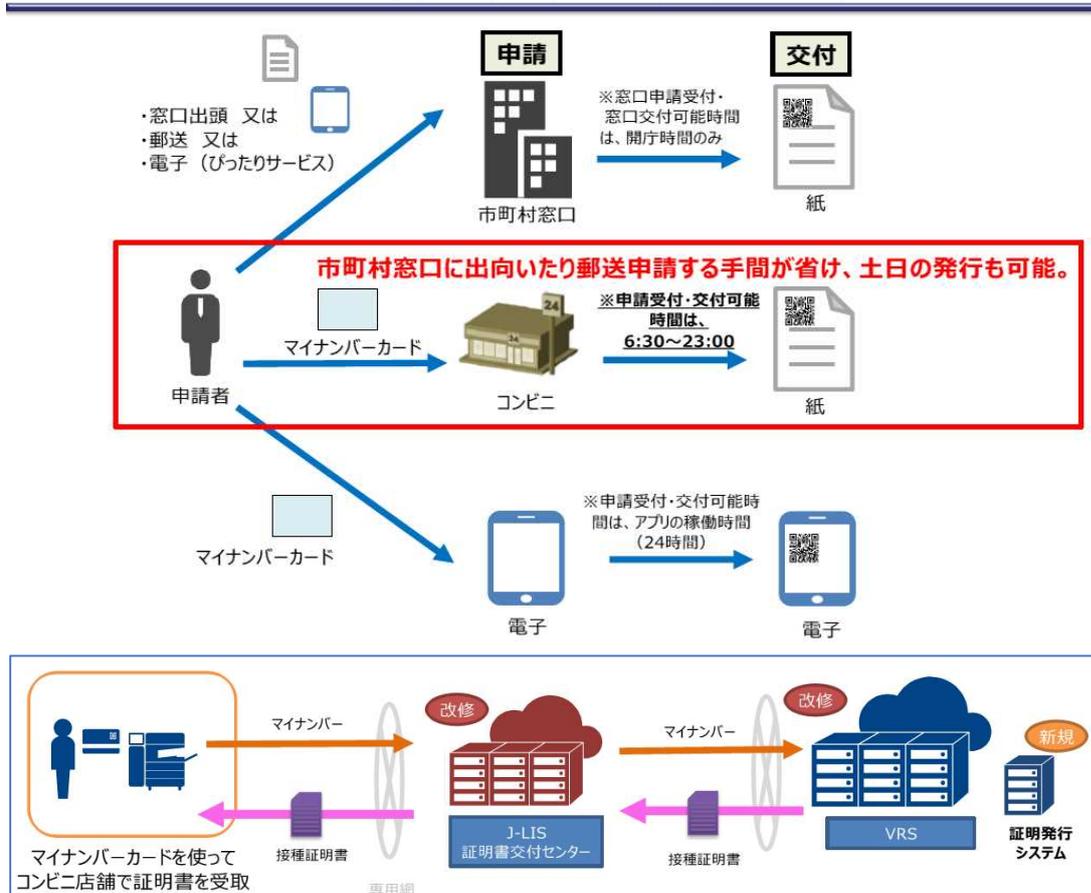
PIA、利用規約の見直し

- 上述の仕組みを利用するに当たって、特定個人情報の取扱いに関し、PIA（個人情報保護評価書）の見直し及び、VRSの利用規約の見直しが必要となります。
- その詳細については、追ってお知らせ致します。

※ワクチン接種証明書発行手続き第3回自治体説明会(R3.9.24)資料より抜粋

②接種証明書のコンビニ交付機能（自治体向け説明会資料(※)より抜粋）

接種証明書における申請・交付（イメージ）



コンビニ交付に係る特定個人情報保護評価の実施について

- 接種証明書のコンビニ交付に当たっては、新たにコンビニのキオスク端末から個人番号を取得することに伴い、特定個人情報の取扱いに変更が生じるため、特定個人情報保護評価の再実施が必要。
- ※ 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）に基づき、事後評価としている場合であっても、評価等を実施することが困難な状態が解消された時期において、可及的速やかに評価等を行うことが必要。
- 接種証明書のコンビニ交付開始に当たっての評価の再実施については、事前に実施することが原則である。他方、コロナ渦において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中（必要性）、国民のきめ細やかなニーズに対応し、市町村窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があり（緊急性）、事前に評価を実施することが困難な状態にある場合には、事後評価の適用対象にもなり得るものと考えられる。ただし、この場合であっても、評価を実施することが困難な状態が解消された時期において、可及的速やかに評価を行うことが必要。

※ワクチン接種証明書発行手続き第5回自治体説明会(R4.4.28)資料より抜粋

(参考)システムの全体像

